

八幡浜地区施設事務組合し尿処理施設職員退職手当支給 条例

〔平成20年 3月14日〕
条 例 第 3 号

改正

(趣旨)

第1条 この条例は、八幡浜地区施設事務組合し尿処理施設職員（以下「職員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の退職手当の支給については、八幡浜市職員退職手当支給条例（平成17年八幡浜市条例第49号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。